

＜論点①＞ 公営企業の経営規律の確立

－有識者等による経営のPDCAの実施等－

令和元年10月8日

総務省自治財政局公営企業課

《論点① 各地方公共団体における公営企業の経営規律の確立》

- 各地方公共団体が、公営企業に対して更なる経営改革、経営改善を促していくためには、あらかじめ首長等が、公営企業が果たすべき一定の経営ミッションを設定することが有効ではないか。
 - ◆ 例えば、公営企業の設置条例等において、公営企業の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の二つの観点を踏まえつつ、経営の基本となる当該公営企業の経営ミッション（住民サービスのあり方、施設の管理水準等）や一般会計繰出金に関する方針等を定める仕組みが考えられるのではないか。
- 公営企業においては、経営ミッションを踏まえた経営戦略を策定し、自立的かつ計画的に経営成績を改善するため、経営戦略に基づくPDCAサイクルを強固なシステムとして確立する必要があるのではないか。その際、経営戦略の見直しをどのように行っていくかの検討も必要ではないか。
- その上で、一定期間内における公営企業の経営成績について、客観的かつできる限り定量的に評価する仕組みも検討する必要があるのではないか。
 - ◆ その他、地方独立行政法人制度（※）も参考にしつつ、監査委員による決算審査や、議会（住民）の議決等との関係も含め、検討すべきではないか。
 - ※ 地方独立行政法人制度においては、設立団体の長が法人の経営に係る中期目標を定め、当該法人はこれに基づく中期計画を策定するとともに、その業務の実績については長が評価委員会の意見を聴いた上で評価することとされている。

各自治体における公営企業に係る審議会の例

| | 設置根拠 | 設置目的 | 開催頻度 | 諮問者 | 構成委員・任期 | 主な議題 |
|------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 長野県 公営企業経営審議会 | 長野県公営企業の組織に関する条例 | 企業の経営に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて調査審議するため | 年度内 2回 | 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・10名以内 ・学識経験者のうちから、管理者が任命する者 ・任期：2年 | 予算、決算の概要 経営戦略の進捗 各事業の取組み 等 |
| 神戸市 上下水道事業審議会 | 執行機関の附属機関に関する条例および神戸市上下水道事業審議会規則 | 水道事業及び下水道事業に関する重要事項について調査審議するため | 年度内 2回程度 | 市長 | <ul style="list-style-type: none"> ・20名以内 ・学識経験者および市民のうちから、市長が委嘱する者 ・他、市会議員のうちから市長が委嘱する者を参与とする ・任期：2年 | 今後の事業経営、使用料制度の検討 予算、決算の概要 等 |
| 釧路市 上下水道事業審議会 | 釧路市上下水道事業審議会条例 | 上下水道事業（簡易水道事業を含む。）の健全な運営を図るため | 年度内 2回程度 | 市長 | <ul style="list-style-type: none"> ・20名以内 ・公共的団体等の代表者、学識経験者、使用者代表及び公募に応じた者のうちから、市長が委嘱する者 ・任期：2年 | 予算、決算の概要 ビジョンの進捗状況 整備事業の評価 料金改定の必要性 各事業の取組み 等 |